

会員慶弔規程

平成 26 年 5 月 9 日制定
平成 28 年 3 月 18 日一部改正
令和 3 年 2 月 19 日一部改正

理事会は、会員慶弔規程を次のとおり定める。

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会(以下、「当協会」という。)の会員の慶事又は弔事に対して、祝賀又は弔意を表すために必要な事項を定めることを目的とする。

(不動産鑑定業者としての会員)

第 1 条の 2 定款第 5 条第 5 項に規定される不動産鑑定業者の代表者で、不動産鑑定士(不動産鑑定士補を含む。以下同じ。)の資格を有する会員については、第 2 条ないし第 6 条の規定をその代表者に適用するものとする。

(慶事)

第 2 条 代表理事(以下、「会長」という。)は、会員に次の各号の一に該当する慶事が生じた場合には、当該祝金又は祝品を贈るものとする。

- | | |
|---|-----------|
| 一 会員が結婚したとき | 1 万円相当額 |
| 二 不動産鑑定評価又は、これに関連する功績により、叙位、叙勲、褒賞又は大臣表彰を受けたとき | 3 万円相当額 |
| 三 不動産鑑定評価又は、これに関連することにより、博士の学位を授けられたとき | 3 万円相当額 |
| 四 その他会長が必要と認めたとき | 3 万円相当額以内 |

(弔事)

第 3 条 会長は、会員に次の各号の一に該当する弔事が生じた場合には、当該弔慰金を贈るものとする。ただし、遺族が辞退したときその他特別の事情がある場合には、この限りではない。

- | | |
|-------------------------|-------------|
| 一 在会通算 10 年以上の会員が死亡したとき | 3 万円及び花輪等一基 |
|-------------------------|-------------|

- | | |
|-------------------------|-------------|
| 二 在会通算 10 年未満の会員が死亡したとき | 3 万円及び花輪等一基 |
| 三 会員の配偶者が死亡したとき | 1 万円及び花輪等一基 |
| 四 その他会長が必要と認めたとき | 花輪等一基 |
- 2 前項第四号の場合において、弔慰金 1 万円を付することができる。

(見舞)

第 4 条 削除

(会費滞納会員に対する適用)

第 5 条 会費滞納会員については、本規程に定める慶弔金及び見舞金等は適用しないことができる。

(申告)

第 6 条 本規程に定める慶弔金等は、会員本人又は他の会員若しくは遺族等の申し出に基づき贈るものとする。ただし、申し出がその事実が生じた日から 3 カ月を経過している場合については、これを適用しないことができる。

(協会葬)

第 7 条 当協会の発展に特に功労顕著であった者が死亡した場合においては、理事会の議を経て、協会葬を営むことができる。

(規程の準用)

第 8 条 顧問については、この規程を準用することができる。

附則

- 1 この規程は、平成 26 年 5 月 10 日からこれを施行する。
- 2 この規程のうち、第 3 条、第 7 条等の適用については、社団法人日本不動産鑑定協会関東甲信会埼玉県部会員及び社団法人埼玉県不動産鑑定士協会会員として在会していた期間も含むものとする。
- 3 「現行規程の新法人移行後の取り扱いに関する決議」(平成 26 年 3 月 14 日決議)に基づき、当協会の規程等と見做していた旧法人時に制定した「会員慶弔規程」については、新規程の施行と同時に廃止する。

附則

この規程は、平成 28 年 3 月 18 日からこれを施行する。

附則

この規程は、令和 3 年 2 月 19 日からこれを施行する。